

別表

適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初回違反	再違反	
法第8条第1項	事業計画に定めるところに従う義務違反	法第9条第1項、第3項の基準日車等を適用		
第2項	事業計画に従うべき命令違反	60日車	許可の取消し	
法第9条第1項 施行規則第2条第1項第2号	事業計画変更認可違反 営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反			
	① 営業所を区域外に設置	20日車	60日車	
	② その他	10日車	30日車	
第3号	各営業所に配置する事業用自動車の種別違反			
	① 臨時、偶発的なものと認められるもの	警告	20日車	
	② 反復、計画的なものと認められるもの	10日車	30日車	
第4号	自動車車庫の位置及び収容能力違反			
	① 営業所との距離	20日車	60日車	
	② 収容能力不足	20日車	60日車	
	③ その他	10日車	30日車	
第5号	乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反			
	① 営業所・車庫との距離	10日車	30日車	
	② 収容能力不足	10日車	30日車	
	③ その他	警告	20日車	
第6号	特別積合せ貨物運送を行うか否かの違反	10日車	30日車	
第7号	貨物自動車利用運送を行うか否かの違反	10日車	30日車	
第2項第1号	特別積合せ貨物運送に係る営業所及び荷扱所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反	20日車	60日車	
第2号	特別積合せ事業者の営業所、荷扱所の積卸施設違反			
	① 取扱能力不足	10日車	30日車	
	② その他	警告	20日車	
第4号	運行系統の違反	10日車	30日車	
第5号	運行系統ごとの運行日並びに最大及び最小の運行回数	10日車	30日車	
第3項第1号	貨物自動車利用運送に係る営業所の位置違反	10日車	30日車	
法第9条第3項前段 施行規則第6条第1項第1号	事業計画変更事前届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反			
	① 臨時、偶発的なものと認められるもの	警告	20日車	
	② 反復、計画的なものと認められるもの	10日車	30日車	
第2号	各営業所に配置する運行車の数違反	警告	20日車	
法第9条第3項後段 施行規則第7条第1項第1号	軽微な事業計画変更の事後届出違反 主たる事務所の名称及び位置の変更違反	警告	20日車	

別表

適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初回違反	再違反	
第2号、第3号	営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反	10日車	30日車	
第4号	業務の範囲、保管施設の概要、利用事業者の概要の変更違反	警告	20日車	
法第10条第1項	運送約款認可違反	20日車	60日車	
法第11条	運賃及び料金(個人を対象とするものに限る。)、運送約款等の無掲示、虚偽掲示	10日車	30日車	
法第16条第1項	安全管理規程の設定・届出違反 ① 未設定 ② 届出に係るもの	40日車 20日車	120日車 60日車	
法第16条第2項 安全規則第2条の5	安全管理規程の必要事項設定違反 ① 一部不適切 ② 大部分不適切	20日車 30日車	60日車 90日車	
法第16条第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	許可の取消し	
法第16条第4項	安全統括管理者の選任違反	40日車	120日車	
法第16条第5項 安全規則第2条の7	安全統括管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 ① 選任(解任)の未届出に係るもの ② 虚偽の届出に係るもの	20日車 40日車	60日車 120日車	
法第16条第6項	安全統括管理者の意見に対する尊重義務違反	20日車	60日車	
法第16条第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	許可の取消し	
法第17条第1項 安全規則第3条第1項 第2項	過労運転の防止措置義務違反 必要な員数の運転者の確保違反 ① 常時選任運転者の不足が少数の場合(車両数の20%未満) ② それ以上の場合(車両数の20%以上)	警告	20日車	
第3項	1 休憩・睡眠施設の整備違反 2 休憩・睡眠施設の管理、保守違反	10日車 60日車 警告	30日車 180日車 20日車	

別表

適用条項	違反事項	基準日車等		備考
		初回違反	再違反	
第4項	1 乗務時間等告示違反 ① 設定不適切20%未満 ② 設定不適切20%以上50%未満 ③ 設定不適切50%以上 2 乗務時間等告示の遵守違反 ① 各事項の未遵守計5件以下 ② 各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③ 各事項の未遵守計16件以上30件以下 ④ 各事項の未遵守計31件以上 3 乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)	警告 20日車 30日車 警告 20日車 30日車 40日車 20日車	20日車 60日車 90日車 20日車 60日車 90日車 120日車 60日車	
第5項	1 健康状態の把握違反 ① 把握不適切20%未満 ② 把握不適切20%以上50%未満 ③ 把握不適切50%以上 2 疾病・疲労・飲酒等乗務	警告 10日車 20日車 80日車	20日車 30日車 60日車 240日車	
第6項	交替運転者の配置違反 ① 未配置5件以下 ② 未配置6件以上15件以下 ③ 未配置16件以上	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車	
第7項	乗務基準の設定違反 ① 設定事項不足 ② 未設定が運行系統の20%未満 ③ 未設定が運行系統の20%以上50%未満 ④ 未設定が運行系統の50%以上 乗務基準遵守の指導及び監督違反 ① 一部不適切 ② 大部分不適切	勧告 警告 10日車 20日車 警告 20日車	警告 20日車 30日車 60日車 20日車 60日車	
法第17条第2項	過積載運送の引受け、指示等 1 過積載による運送の引受け ① 過積載の程度が5割未満のもの ② 過積載の程度が5割以上10割未満のもの ③ 過積載の程度が10割以上のもの 2 過積載による運送を前提とした運行計画の作成 3 過積載による運送の指示			累違反
安全規則第4条	過積載運送防止の指導及び監督の怠慢	10日車 20日車 10日車	30日車 60日車 30日車	60日×違反車両数 100日×違反車両数 160日×違反車両数
法第17条第3項 安全規則第5条	その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反 貨物の積載方法違反	警告	20日車	

別表

適用条項	違反事項	基準日車等		備考
		初回違反	再違反	
第6条 第7条第1項～第3項	自動車車庫の確保違反 点呼の実施違反(注1)(注2)(注3) ① 未実施率20%未満 (運行管理者による点呼1/3以上) ② 未実施率20%以上50%未満 (運行管理者による点呼1/3以上) ③ 未実施率50%以上 (運行管理者による点呼1/3以上) ④ 未実施率20%未満(注4) (運行管理者による点呼1/3未満) ⑤ 未実施率20%以上50%未満 (運行管理者による点呼1/3未満) ⑥ 未実施率50%以上 (運行管理者による点呼1/3未満)	警告 警告 10日車 20日車 10日車 20日車 30日車	20日車 20日車 30日車 60日車 30日車 60日車 90日車	
第4項	点呼の記録違反 1 記録(注2)(注3) ① 記録なし率20%未満 ② 記録なし率20%以上50%未満 ③ 記録なし率50%以上 2 記載事項等の不備 ① 記載事項等不備率50%未満 ② 記載事項等不備率50%以上 3 記録の改ざん ① 5件以下 ② 6件以上 4 記録の保存(注3) ① 記録保存なし率20%未満 ② 記録保存なし率20%以上50%未満 ③ 記録保存なし率50%以上	警告 10日車 20日車 勧告 10日車 10日車 20日車 警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車 10日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車	
	(注1) 補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼は、実施していないものとみなす。 (注2) 「記録なし率」の算出に当たっては、点呼未実施の場合は「記録なし」にも該当することとする。 (注3) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、点呼未実施の場合及び点呼記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。 (注4) 点呼未実施率0%(点呼実施率100%)の場合であって、運行管理者による点呼が1/3未満の場合については、初違反を「警告」、再違反を「20日車」とする。			
第8条	乗務等の記録違反 1 記録(注)			

別表

適用条項	違反事項	基準日車等		備考
		初回違反	再違反	
第9条	① 記録なし率20%未満 ② 記録なし率20%以上50%未満 ③ 記録なし率50%以上 2 記載事項等の不備 ① 記載事項等不備率50%未満 ② 記載事項等不備率50%以上 3 記録の改ざん ① 5件以下 ② 6件以上 4 記録の保存(注) ① 記録保存なし率20%未満 ② 記録保存なし率20%以上50%未満 ③ 記録保存なし率50%以上	警告 10日車 20日車 勧告 10日車 10日車 20日車 警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車 10日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車	
	(注) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、乗務記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。			
	運行記録計による記録違反			
第9条の2	1 記録(注) ① 記録なし率20%未満 ② 記録なし率20%以上50%未満 ③ 記録なし率50%以上 2 記録の改ざん ① 5件以下 ② 6件以上 3 記録の保存(注) ① 記録保存なし率20%未満 ② 記録保存なし率20%以上50%未満 ③ 記録保存なし率50%以上	警告 10日車 20日車 10日車 20日車 警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車	
	(注) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、運行記録計による記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。			
	事故の記録の違反			
第9条の2	1 記録(注) ① 記録なし2件以下 ② 記録なし3件以上 2 記録事項の不備 ① 2件以下 ② 3件以上 3 記録の保存(注) ① 記録保存なし2件以下 ② 記録保存なし3件以上	警告 20日車 勧告 10日車 警告 20日車	20日車 60日車 10日車 30日車 20日車 60日車	
	(注)			

別表

適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初回違反	再違反	
第9条の3	「記録保存なし」の算出に当たっては、事故の記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。			
	運行指示書 1 作成(注1)(注2)(注3) ① 作成なし率20%未満 ② 作成なし率20%以上50%未満 ③ 作成なし率50%以上 2 記載事項等の不備 ① 15件以下 ② 16件以上 3 運転者に対する指示(注1) ① 指示なし2件以下 ② 指示なし3件以上 4 運行指示書の携行(注2) ① 携行なし2件以下 ② 携行なし3件以上 5 記録の保存(注3) ① 記録保存なし率20%未満 ② 記録保存なし率20%以上50%未満 ③ 記録保存なし率50%以上	警告 10日車 20日車 警告 10日車 警告 20日車 20日車 警告 10日車 警告 10日車 警告 10日車	20日車 30日車 60日車 警告 30日車 20日車 60日車 20日車 30日車 10日車 20日車 30日車	
第9条の4	(注1) 「指示なし」の算出に当たっては、運行指示書作成なしの場合は「指示なし」にも該当することとする。			
	(注2) 「携行なし」の算出に当たっては、運行指示書作成なしの場合は「携行なし」にも該当することとする。			
第9条の4	(注3) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、運行指示書作成なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。			
	運転者台帳 1 作成 ① 作成なし率20%未満 ② 作成なし率20%以上50%未満 ③ 作成なし率50%以上 2 記載事項等の不備 ① 記載事項等不備率50%未満 ② 記載事項等不備率50%以上 3 記録の保存 ① 記録保存なし率20%未満 ② 記録保存なし率20%以上50%未満 ③ 記録保存なし率50%以上	警告 10日車 20日車 警告 10日車 警告 10日 警告 10日	20日車 30日車 60日車 10日車 30日車 10日車 20日車 30日車	

別表

適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考		
		初回違反	再違反			
第10条第1項	<p>貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。)による運転者に対する指導及び監督違反</p> <p>1 「2」「3」以外の違反(注1)</p> <p>① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合)</p> <p>② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合)</p> <p>2 最高速度違反行為(道路交通法第22条の2、同法75条の2第2項又は同法108条の34の規定により通知等があったものに限る。)(注4)</p> <p>3 駐停車違反、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為その他の道路交通法上の違反行為(同法第75条第3項又は同法108条の34の規定により通知等があったものに限る。)(注5)</p>			累違反		
		警告	20日車(注2)	60日車(注3)		
		20日車	60日車	180日車(注3)		
		初回	2回目	3回目	4回目以上	
	警告	20日車	60日車	180日車		
	警告	20日車				
<p>(注1)</p> <p>「1」に関して、運転者が過労運転(道路交通法第66条に規定する過労運転及び当該運転者について乗務時間等告示の未遵守が31件以上の場合に限る。)、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、ひき逃げ又は最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。)を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知等があった場合(乗務時間等告示の未遵守を除く。)であって、運送事業者に指導及び監督の義務があるにもかかわらず当該違反行為の指導及び監督を明らかに実施していない場合は処分対象営業所に3日の事業停止期間を加算する。(ただし、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成16年6月30日付け国自総第119号、国自貨第28号、国自整第36号)5(7)により処分対象営業所に事業停止期間を加算する場合にあっては、当該3日の事業停止期間は加算しないものとする。また、処分対象営業所に当該3日間の事業停止処分を行った場合であって、当該違反行為として「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」5(7)により処分対象営業所に事業停止期間を加算する場合は、7日を4日の事業停止期間として加算するものとする。)</p> <p>(注2)</p> <p>次のいずれかの場合であって指導監督告示の実施状況が3分の2以上である場合は警告とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等を引き起こした場合 事業用自動車の運転者が過労運転(道路交通法第66条に規定する過労運転及び乗務時間等告示の未遵守が31件以上の場合に限る。)、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又はひき逃げを引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知等があった場合(乗務時間等告示の未遵守を除く。) <p>(注3)</p> <p>次のいずれかに該当する場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等に該当する場合 						

別表

適用条項	違反行為 事 項	基準日車等		備 考
		初回違反	再 違 反	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、事業者が当該違反行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法(昭和35年法律第105号)第75条第3項の規定に基づく意見聴取又は同法第108条の34の規定に基づく通知があった場合 ・ 事業用自動車の運転者が過労運転(道路交通法第66条に規定する過労運転及び乗務時間等告示の未遵守が31件以上の場合に限る。)、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又はひき逃げを引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知等があった場合(乗務時間等告示の未遵守を除く。) 		
	(注4)	<p>① 都道府県公安委員会から道路交通法の規定に基づく通知等があった場合には、その違反の事実があった日から過去3年以内において、次の②の(ア)又は(イ)のいずれかによる最高速度違反行為を理由とした処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所にあつては、文書による警告を行うものとする。また、同法第22条の2第2項の規定に基づく協議がない場合であつて、同法第108条の34の規定のみに基づく通知の場合にあつては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。)にあつては再違反の基準を適用するものとする。</p> <p>② 最高速度違反行為を理由とした文書による警告又は本基準の適用により車両停止処分を行った日から起算して3年以内に、道路交通法に基づく通知等により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、本処分量定により処分するものとする。ただし、この場合、大型車両(最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上のものをいう。)にあつては、1つの最高速度違反行為を1.5件として計算するものとする。</p> <p>なお、本基準の適用により処分等を行った後の違反件数の計算にあつては、その処分等を行った以前に受理された通知等に係る違反件数は加算しないものとする。</p> <p>(ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為件数の総和が、過去1年以内において、10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。(イ)において同じ。))が配置されている場合にあつては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)</p> <p>(イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。)の件数の総和が、過去1年以内において5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車配置されている場合にあつては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)</p>		
	(注5)	<p>① 都道府県公安委員会から道路交通法の規定に基づく通知等があった場合には、その違反の事実があった日から過去1年以内において、次の②による同法違反を理由とした処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあつては、文書による警告を行うものとする。また、同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取がない場合であつて、同法第108条の34の規定のみに基づく通知の場合にあつては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件(「駐停車違反」、「自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。</p> <p>② 駐停車違反、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為その他の道路交通法上の違反行為を理由とした文書による警告又は本基準の適用により自動車等の使用停止処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の同法による通知件数の総和が、過去1年以内において10件(「駐停車違反」、「自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、本処分量定による処分を行うものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車がある場合にあつては、通知件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。</p>		

別表

適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初回違反	再違反	
第10条第2項	<p>なお、本基準の適用により処分等を行った以前に受理された通知等に係る違反件数は加算しないものとする。</p> <p>③ 自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為で道路交通法上の車両の使用制限処分の意見聴取があった場合、貨物自動車運送事業法の自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為による車両停止処分の基準の適用に当たっては、当該車両使用制限処分は貨物自動車運送事業法の車両停止処分とみなすものとする。</p>			
	<p>指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反</p> <p>1 特別な指導の実施状況(注1)</p> <p>① 一部不適切</p> <p>② 大部分不適切</p> <p>2 運転適性診断の受診状況</p> <p>I 死亡事故等惹起運転者 運転適性診断の未受診</p> <p>II 初任運転者</p> <p>① 未受診率50%未満</p> <p>② 未受診率50%以上</p> <p>III 高齢運転者</p> <p>① 未受診率50%未満</p> <p>② 未受診率50%以上</p>	<p>警告</p> <p>20日車</p> <p>20日車</p> <p>20日車</p> <p>警告</p> <p>10日車</p> <p>警告</p> <p>10日車</p>	<p>20日車</p> <p>60日車</p> <p>60日車</p> <p>20日車</p> <p>30日車</p> <p>20日車</p> <p>30日車</p>	
	<p>(注1)</p> <p>①の一部不適切は、指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合をいい、②の大部分不適切は、2分の1未満である場合をいう。</p>			
第10条第6項	<p>非常信号用具等の取扱指導違反</p> <p>① 一部不適切</p> <p>② 大部分不適切</p>	<p>口頭注意 勧告</p>	<p>警告</p> <p>10日車</p>	
第10条第7項	<p>貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置(平成18年国土交通省告示第1092号。以下「従業員に対する指導監督告示」という。)による全従業員に対する指導及び監督違反</p> <p>① 一部不適切(従業員に対する指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合)</p> <p>② 大部分不適切(従業員に対する指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合)</p>	<p>警告</p> <p>20日車</p>	<p>20日車</p> <p>60日車</p>	
第11条 第12条	<p>異常気象時等における措置違反</p> <p>安全の確保のための服務規律違反</p> <p>① 一部不適切</p>	<p>警告</p> <p>口頭注意</p>	<p>20日車</p> <p>警告</p>	

別表

適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初回違反	再違反	
第13条本文関係 (車両法第40～43条、第47条)	② 大部分不適切 ③ 定めなし 点検整備違反 整備不良車両等	勧告 警告	10日車 20日車	累違反 60日×違反車両数
	① 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。)	10日×違反車両数	30日×違反車両数	
(車両法第47条の2)	② 不正改造のもの(速度抑制装置又は速度制限(NR)装置の機能不良を故意に放置したものを含める。)	20日×違反車両数	60日×違反車両数	120日×違反車両数
	③ NOx・PM法不適合車両使用のもの 日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数)	20日×違反車両数	60日×違反車両数	120日×違反車両数
(車両法第50条第1項)	① 未実施回数6回未満 ② 未実施回数6回以上15回未満 ③ 未実施回数15回以上	勧告 警告 3日×違反車両数	3日×違反車両数 5日×違反車両数 9日×違反車両数	
	整備管理者の選任違反			
(車両法第50条第2項) (車両法第52条)	① 無資格選任 ② 選任なし	40日車 40日車 10日車	120日車 120日車 30日車	
	整備管理者に対する権限付与義務違反 整備管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出			
(車両法第53条) (車両法第58条第1項)	① 選任(解任)の未届出に係るもの ② 虚偽の届出に係るもの	10日車 40日車 40日車	30日車 120日車 120日車	
	整備管理者の解任命令違反 無車検運行	60日×違反車両数	180日×違反車両数	
(車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等(注1)の未実施(1台の車両の1年間の未実施回数)			
	① 未実施1回 ② 未実施2回 ③ 未実施3回以上	警告 3日×違反車両数 5日×違反車両数	5日×違反車両数 9日×違反車両数 15日×違反車両数	
	2 12月点検整備の未実施(注2)	5日×違反車両数	15日×違反車両数	
	(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあつては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあつては、初回の12月点検整備を除く。			
第13条本文関係、第2号	点検整備記録簿等の記載違反等			

別表

適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初回違反	再違反	
(車両法第49条)	1 記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 未記載・記載不適切3枚以下 ② 未記載・記載不適切4枚	警告 3日×違反車両数	5日×違反車両数 9日×違反車両数	
	2 記録の改ざん ① 改ざん3枚以下 ② 改ざん4枚	3日×違反車両数 5日×違反車両数	9日×違反車両数 15日×違反車両数	
	3 記録の保存 ① 保存なし3枚以下 ② 保存なし4枚	警告 3日×違反車両数	5日×違反車両数 9日×違反車両数	
第14条	点検等のための施設の不備	警告	20日車	
第15条	整備管理者の研修受講義務違反			
	① 1回未受講	警告	20日車	
	② 2回以上未受講	10日車	30日車	
第21条第1項、第2項	運行管理規程の制定違反			
	① 不適切項目数5件以下	警告	20日車	
	② 不適切項目数6件以上15件以下	10日車	30日車	
	③ 不適切項目数16件以上	20日車	60日車	
	④ 未制定	30日車	90日車	
第22条	運行管理者に対する指導及び監督違反			
	① 一部不適切	10日車	30日車	
	② 大部分不適切	20日車	60日車	
第23条第1項	1 死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の研修受講義務違反			
	① 1回未受講	20日車	60日車	
	② 2回以上未受講	30日車	90日車	
	2 運行管理者の研修受講義務違反			
	① 1回未受講	警告	20日車	
	② 2回以上未受講	10日車	30日車	
法第18条第1項 安全規則第18条第1項	運行管理者の選任違反(注) ① 管理者数の不足 ② 選任なし	20日車 40日車	60日車 120日車	
	(注) 選任している運行管理者が、1月の間、不在となっている場合を含む。			
第2項 第3項	統括運行管理者の選任違反 補助者の要件違反	20日車 警告	60日車 20日車	
法第18条第3項				

別表

適用条項	違反事項	基準日車等		備考
		初回違反	再違反	
安全規則第19条	運行管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 ① 選任(解任)の未届出に係るもの ② 虚偽の届出に係るもの	10日車 40日車	30日車 120日車	
法第22条第2項	運行管理者に対する権限付与義務違反	10日車	30日車	
第3項	運行管理者の助言に対する尊重義務違反	警告	20日車	
法第22条の2	輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止違反	実運送を行った事業者に適用される基準日車等		
法第23条	輸送の安全確保の命令違反 ① 改善報告の未提出 ② 虚偽の報告又は改善報告遵守違反	60日車 60日車	許可の取消し 180日車	
法第24条	事故の未報告、虚偽報告 1 報告規則第2条第2号に規定する事故を引き起こしたもの ① 1件 ② 2件以上 2 報告規則第2条第1号、第3号～第7号に規定する事故を引き起こしたもの ① 1件 ② 2件以上	20日車 40日車	60日車 120日車	
法第24条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表違反 ① 一部不適切(公表の実施状況が2分の1以上である場合) ② 大部分不適切(公表の実施状況が2分の1未満である場合) ③ 未公表	警告 10日車 20日車	20日車 30日車 60日車	
法第25条 第1項	公衆の利便の阻害行為等 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害	10日車	30日車	
第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用貨物自動車の利用 ① 臨時、偶発的なものと認められるもの ② 反復、計画的なものと認められるもの 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険	20日×違反車両数 40日×違反車両数	60日×違反車両数 120日×違反車両数	

別表

適用条項	違反事項	基準日車等		備考
		初回違反	再違反	
	法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注) ① 一部未加入のもの ② 全て未加入のもの 3 その他(別に定められるものを除く。)	警告 20日車 警告	20日車 60日車 20日車	
	(注) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。			
第3項	特定荷主に対する不当な差別的取扱い	警告	20日車	
第4項	公衆の利便の阻害行為等の停止命令違反	60日車	許可の取消し	
法第26条	事業改善の命令違反 ① 改善報告の未提出 ② 虚偽の報告又は改善報告遵守違反	60日車 60日車	許可の取消し 180日車	
法第27条第1項、第2項	名義貸し、事業の貸渡し等 ① 臨時、偶発的なものと認められるもの ② 反復、計画的なものと認められるもの	30日×違反車両数 60日×違反車両数	90日×違反車両数 許可の取消し	
法第29条第1項	無許可の業務の管理の受委託	60日車	180日車	
法第30条第1項、第2項	事業の無認可譲渡・譲受、法人の無認可合併	20日車	60日車	
法第32条	事業の無届出休止・廃止 ① 所在不明事業者であって、相当の期間事業を行っていないと認められるもの ② その他	許可の取消し 10日車	30日車	
法第33条第1項第1号	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	許可の取消し	—	
法第34条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	許可の取消し	—	
法第34条第3項	返付自動車登録番号標の封印取付け義務違反	10日車	30日車	
法第39条の2第3項	地方実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	警告	20日車	
法第39条の3第2項	地方実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	警告	20日車	

別表

適用条項	違反事項	基準日車等		備考
		初回違反	再違反	
法第59条第1項	許可条件違反 1 運輸開始期限違反 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注) ① 一部未加入のもの ② 全て未加入のもの 3 その他の条件違反	警告 警告 20日車 30日車	許可の取消し 20日車 60日車 90日車	
	(注) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。			
法第60条第1項	報告義務違反	10日車	30日車	
法第60条第4項 施行規則第44条第1項第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号	検査拒否等 運輸開始の未届出 事業の譲渡し、譲受け、法人の合併終了の未届出 休止事業の再開未届出 法第8条第2項、第23条、第25条、第26条の各命令を実施した旨の未届出 事業者の氏名、名称、住所の変更の未届出 事業者たる法人の役員、社員の変更の未届出	60日車 勧告 勧告 勧告 警告 勧告 勧告	許可の取消し 10日車 10日車 10日車 20日車 10日車 10日車	
道路運送法第83条	有償旅客運送の禁止 ① 道路運送法第4条違反(反復、計画的なものと認められるもの) ② 道路運送法第83条違反(臨時、偶発的なものと認められるもの)	60日×違反車両数 40日×違反車両数	許可の取消し 120日×違反車両数	
道路運送法第84条	運送命令の違反	60日車	許可の取消し	
道路運送法第95条 施行規則第65条	自動車に関する表示義務違反 ① 表示なし20%未満 ② 表示なし20%以上50%未満 ③ 表示なし50%以上	勧告 警告 10日車	警告 20日車 30日車	